



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表  
令和6年10月28日

担当

滋賀労働局労働基準部

監督課長 堀 貴志

地方労働基準監察監督官 相田 知洋

特別監督官 土肥 和弘

(電話) 077-522-6649

## 働き方改革に積極的に取り組む企業を訪問します ～ 労働局長による『ベストプラクティス』企業訪問 ～

滋賀労働局では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の期間中に、労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、企業の取組を確認します。

本年4月からの時間外労働の上限規制適用等の建設業の2024年問題を踏まえまして、滋賀県建設業協会会長でもある株式会社三東工業社代表取締役奥田克実氏から、働き方改革推進のため積極的に取り組まれている内容を確認し、確認した取組の内容は滋賀県内に広く紹介していくこととしています。

### 【実施日時】

令和6年11月15日（金）14:00～15:30（予定）

### 【訪問先】

株式会社三東工業社 本社

（所在地）栗東市上鈎480番地（※）

（電話）077-553-1111（代表）

### 【参加者（予定）】

- 訪問先企業 株式会社三東工業社  
代表取締役社長 奥田 克実 氏  
取締役管理本部長 杉本 修啓 氏  
総務部長 池本 征史 氏
- 滋賀労働局 局長 多和田 治彦 ほか

※取材をご希望される場合は、**11月13日（水）17時まで**に、滋賀労働局労働基準部監督課の担当者（土肥）までご連絡をお願いします。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。  
労働局では「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

# 労働局長がベストプラクティス企業へ確認する内容について

## 【確認事項】

株式会社三東工業社から、建設業の2024年問題に関する問題意識や、連携した取組内容などについて確認させていただきます。

- ◆ 建設業の2024年問題に関する問題意識、取組の必要性について
- ◆ 具体的な取組内容について
- ◆ 取組の成果・メリットについて

### <株式会社三東工業社の取組の例>

株式会社三東工業社は経営方針の一つとして「働きがいのある会社づくり」を掲げており、建設業の2024年問題への対応にも早くから取組されています。

ほぼ男性の職種というイメージで、かつ技術者や現場作業員の高齢化が進む建設業にあって、女性や若者の活躍推進、グローバル人材の積極登用に取組まれており、特にグローバル人材の登用については国土交通省が作成する「建設業における働き方改革推進のための事例集」に掲載されるなど、評価・注目されているところであり、滋賀労働局でも同取組の内容を確認させていただき、広く県内企業に周知させていただきたいと考えております。

### ■ 優秀な外国人技術者の採用

ベトナム人技術者を積極的に採用し、専門・技術人材として現場の施工管理で活躍。

### ■ 資格取得等の教育の充実

建設業の資格取得のための勉強会を就業時間内に開催し、講師やテキスト代を会社負担に。

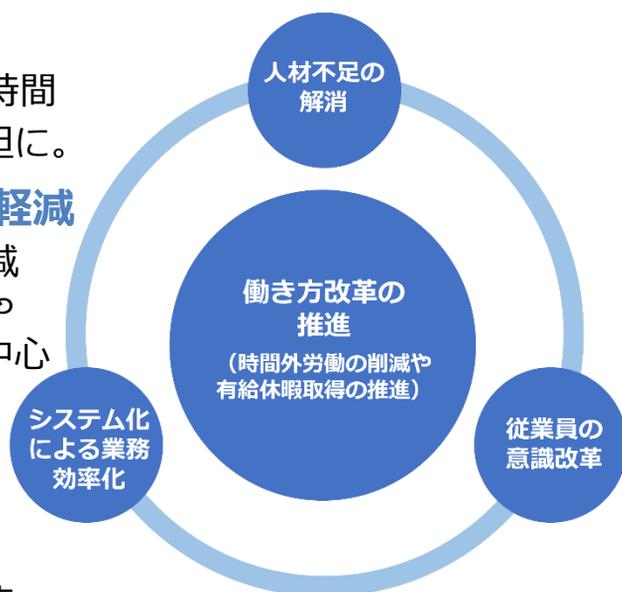
### ■ 現場支援チームによる事務作業の軽減

最も忙しい現場の施工管理者の負担を軽減するため、現場作業に付随する図面作成や安全関係書類作成等の事務作業を女性を中心とした専属チームでフォロー。

### ■ 申請・決裁業務の電子化

電子決裁や打合せのリモート化を推進し、人や書類の移動を削減、業務時間を短縮。  
…その他にも様々な取組をされています。

## 【三東工業社の取組イメージ】



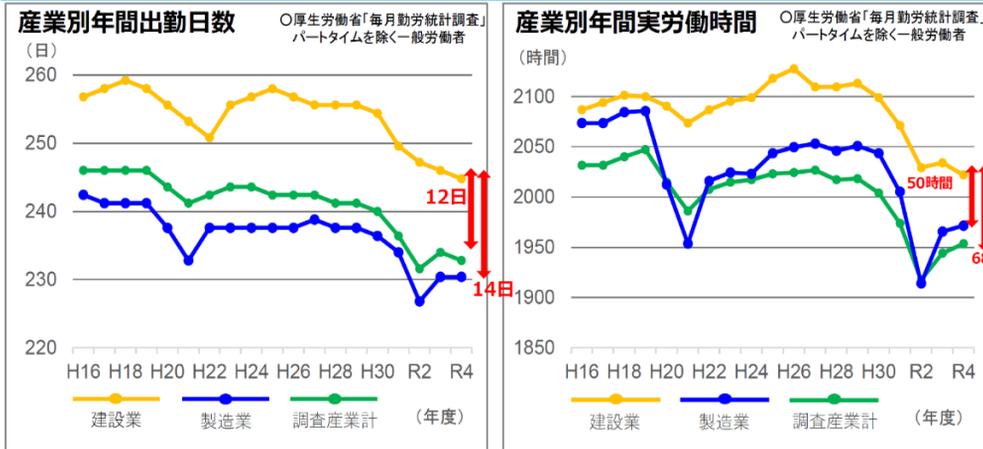
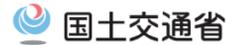
- 訪問当日は、訪問先企業や労働局長への取材時間を設けます。

建設業の2024年問題に関する県内企業への周知啓発のため、訪問先企業の取組を広く周知したいと考えておりますので、報道機関の皆様方におかれましては、積極的に取材いただければ幸いです。

建設業の2024年問題とは、これまで猶予されてきた時間外労働の上限規制が適用され、労働者にこれまでのような長時間労働を行わせることができず、労働力が不足するため、業務遂行が困難になる問題を指します。建設業は他産業よりも人手不足が深刻で、就業者の高齢化の進行もあり、今後労働力不足が更に悪化してしまう可能性があります。

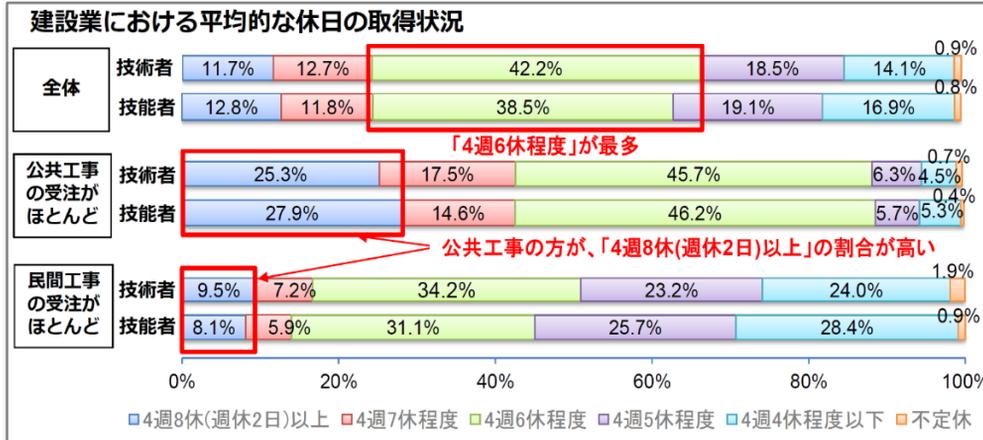
同問題に関して、滋賀労働局は関係機関・団体と滋賀県建設業関係労働時間削減推進協議会を組織し、工事発注者への協力要請（※）等の取組を行っています。※別添リーフレット参照

## 建設産業における働き方の現状【国土交通省作成資料から抜粋】



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

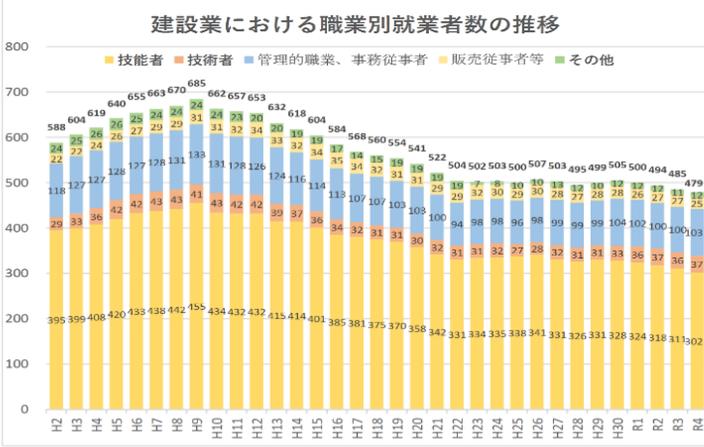
出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

### 技能者等の推移

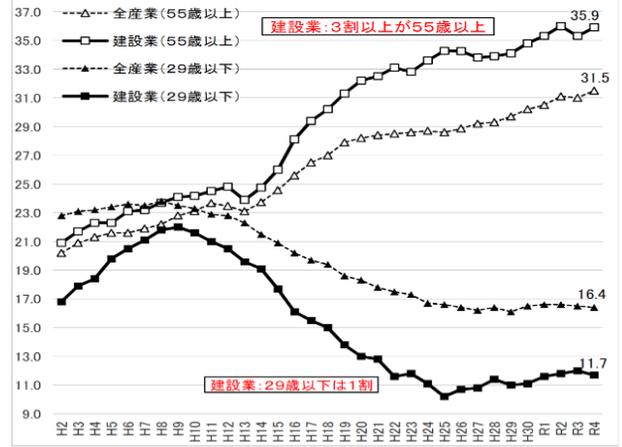
- 建設業就業者：685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者：41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者：455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

### 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

## 建設業の働き方改革には、**発注者の協力**が必要です！

建設業では恒常的な人手不足や働く方の高齢化が進行しています。建設業の将来の担い手確保のためにも魅力ある職場環境を実現する「働き方改革」を進めることが重要であり、そのためには発注者の皆さまのご理解が不可欠となっています。

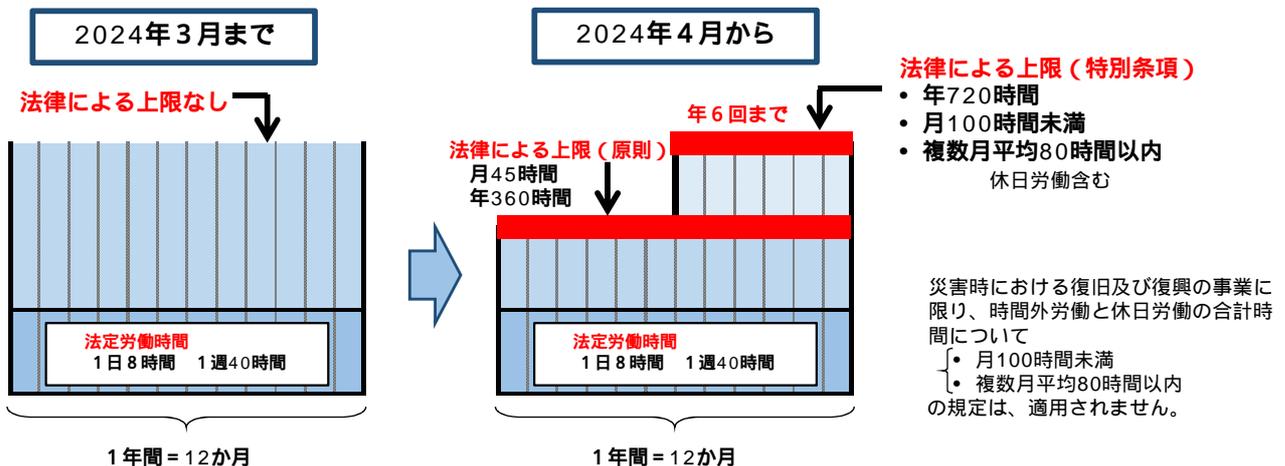
### 建設業でも長時間の時間外労働はできません！

CHECK

労働者の健康を確保するため、建設業においても、時間外労働の上限規制の適用が始まりました。

これまで建設業では時間外労働の上限規制が適用されませんでした。2024年4月からは、原則として一般業種と同様の上限規制が適用され、以前のような長時間労働はできなくなりました。

#### 建設業における時間外・休日労働の上限規制のイメージ



### 土曜日の勤務が多いと、上限時間を超えるおそれ！

CHECK

建設現場では、工期等により4週6休程度の休日を採用しているところが多く、週6日勤務をせざるを得ない実態にあります。

土曜日(1週間で6日目)の勤務は、週40時間を超えるため、時間外労働となります(下表参照)。1か月すべての土曜日に勤務すると、それだけで月40時間程度の時間外労働となります。

さらに、各日にも時間外労働があると、時間外労働の上限時間にすぐに達してしまい、それ以上働くことができなくなります。

1日の所定労働時間を8時間、法定休日を毎週日曜日とし、変形労働時間制を採用しない場合。

| 日  | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 休日 | 8時間 | 8時間 | 8時間 | 8時間 | 8時間 | 8時間 |

月曜日から金曜日までは  
8時間 / 1日 × 5日間 = 40時間となり、  
週40時間以内に収まります。

月曜日から金曜日までの勤務で週40時間に  
達するため、土曜日の8時間勤務について  
は、すべて**時間外労働**として取り扱うこと  
になります。

建設業の  
残業時間を減らすために  
発注者ができることは  
何だろうか？  
裏面で  
たしかめよう！



# 工事の発注は、**適正な工期設定** でお願ひします！

著しく短い工期を設定することは、建設業で働く方の長時間労働の原因となり、休暇が取りづらくなることにつながります。工事を発注（契約）する場合は、時間外労働の上限規制を考慮した適正な工期を設定するよう心がけてください。

## 著しく短い工期での契約は、**建設業法違反**です！

CHECK

違反した場合、国土交通大臣等による勧告を受けたり、発注者名等が公表されたりすることがあります。

建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」と定め、**「著しく短い工期」での契約を禁止**しています。

建設工事において適正な工期を確保するために定められた「工期に関する基準」では、**公共工事・民間工事を問わず**、発注者の責務として、工期の設定にあたっては、時間外労働の上限規制等を考慮するよう求めています（下表参照）。

|  |  |
|--|--|
|  | <p>発注者は時間外労働の上限規制を遵守して行う<b>工期の設定に協力し</b>、当該規制への違反を助長しないよう十分留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>時間外労働の上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期</b>は、発注者と受注者との間で合意している場合であっても<b>「著しく短い工期」と判断</b>されます。</li></ul> |
|  | <p>各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、<b>受発注者間で協議して必要に応じて契約変更</b>を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工期延長や、工期が延長できず後工程の作業を短期間で実施せざるを得ない場合等は、必要に応じて、必要となる請負代金額（人件費等）の変更等を行うこと</li></ul>                  |

土曜日の時間外労働をなくすため

## 「**土日一斉閉所**」運動を実施しています！



土日一斉閉所  
キャラクター  
やすみん

CHECK

建設業界では、土曜日と日曜日を休日とすることで、時間外労働の上限規制を守り、建設業の働き方改革を推進するため、「**土日一斉閉所**」運動を展開しています。

そのためには、発注者の皆さまにご協力いただき、工事現場で働く労働者の休日数も考慮した上で、工期を設定することが必要です。

「建設業の時間外労働の上限規制」の詳細については  
こちら



「工期に関する基準」の詳細については  
こちら



ご協力お願いいたします。



## 滋賀県建設業関係労働時間削減推進協議会

 厚生労働省滋賀労働局 ・  国土交通省近畿地方整備局 ・  滋賀県  
 一般社団法人滋賀県建設業協会 ・ 一般社団法人滋賀経済産業協会